年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

| 1. 今回のあっせん等の概要 | 1. | 今回0 |)あっ | みせん | 楽 | の根 | 牙要 |
|----------------|----|-----|-----|-----|---|----|----|
|----------------|----|-----|-----|-----|---|----|----|

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

東北(福島)国民年金 事案 1838

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年1月及び同年2月の国民年金保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から42年2月まで

② 昭和48年4月から同年9月まで

私は、A市役所から過去の国民年金保険料の未納期間に対する特例納付等を勧奨するはがきが送付されたことから、同市役所の支所で昭和36年度から49年度までの未納保険料に係る納付書の交付を受け、昭和50年12月に取引銀行の担当者を通じて保険料を納付したので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

また、申立期間のうち厚生年金保険の被保険者期間と重複している昭和 40 年 6 月から 41 年 12 月までについては、納付済みの国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市役所から過去の国民年金保険料の未納期間に対する特例納付等の勧奨はがき(以下「勧奨はがき」という。)が送付されたことから、昭和50年12月に同市役所B支所(当時)において勧奨はがきに記された昭和36年度から49年度までの未納期間に係る保険料納付書の交付を受け、取引銀行の日掛集金担当者に同納付書と現金14万2,500円を渡して納付を依頼したと主張しているところ、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立人は申立期間①及び②を除く36年度から47年度までの保険料を特例納付、48年度から49年度までの保険料を過年度納付により50年12月9日にまとめて納付していることが確認できる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者

台帳(マイクロフィルム)によれば、申立人は昭和 40 年6月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、42 年3月1日に同資格を再取得しており、申立期間①は未加入期間となっているが、当該資格記録が処理された時期は確認できない上、勧奨はがきには国民年金保険料の未納期間内訳欄に申立期間①が記載されているなど、勧奨はがきが送付された50年10月6日時点において、A市は申立期間①を国民年金の被保険者期間として管理していたと考えられるほか、同市の説明によれば、同年当時、同市が特例納付保険料等の納付書を発行する取扱いを行っていたことを踏まえると、勧奨はがきの記載内容に基づいて申立期間①に係る保険料納付書が発行された可能性を否定できない。

さらに、申立人が所持している申立人に係る昭和 50 年分所得税の更正通知書の社会保険料控除欄に記載されている額 16 万 5,750 円は、勧奨はがきに記された昭和 36 年度から 49 年度までの未納期間に係る国民年金保険料の総額と国民年金被保険者名簿により現年度納付されたことが確認できる申立人及びその夫に係る 50 年度の保険料を加えた額とほぼ一致することから、申立人は申立期間①の保険料相当額を特例納付により 50 年 12 月にまとめて納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 40 年 6 月 30 日から 42 年 1 月 21 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であることから、40 年 6 月から 41 年 12 月までを国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

一方、申立期間②について、当該期間は第2回特例納付制度(昭和 48 年改正法付則第18条)における国民年金保険料の納付可能期間(昭和 36 年4月から 48 年3月まで)には該当しないことから、申立人が未納期間の保険料を納付したとする昭和50年12月時点において、申立期間②の保険料は、制度上、特例納付することができない。

また、A市から申立人に対して勧奨はがきが送付された昭和50年10月6日時点で、申立期間②のうち48年4月から同年6月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができず、勧奨はがきに記載された保険料の未納期間内訳から除かれている上、同年7月から同年9月までの保険料についても、申立人が前述の保険料をまとめて納付したとする50年12月時点においては時効により納付することができないことから、同市から過年度納付書は発行されず、申立人は申立期間②に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 42 年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

東北(秋田)国民年金 事案 1839

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から51年3月まで

私は、父親からの勧めもあって、A市で国民年金の加入手続を行った。 申立期間の国民年金保険料については、父親から受けていた仕送りを使って銀行窓口で納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間は国民年金保険料を全て納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月10日にA市で払い出されていることが確認できる上、同払出簿に記載されている申立人の前後の任意加入被保険者に係るオンライン記録により確認できる被保険者の資格取得時期から、申立人に係る国民年金の加入手続は同年5月頃行われ、申立人が20歳に到達した50年*月*日に遡って強制加入被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、当該加入手続が行われたと推認できる時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、前述の加入手続が行われたと推認できる時期に、A市は、国民年金の被保険者資格を遡及して取得したことにより過年度保険料が発生した被保険者に対し、市役所窓口で過年度納付書を発行する取扱いを行っていた旨説明していることから、申立人に対して過年度保険料の納付書が発行されたものと推認でき、申立期間直後の国民年金保険料を同市で現年度納付している申立人が申立期間の保険料を過年度納付しなかったとは考え

にくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

東北(宮城)厚生年金 事案 3236

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の最初の取得日は昭和26年4月2日、喪失日は28年9月5日、次の取得日は29年9月5日、喪失日は31年9月5日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和 26 年4月から同年7月までは 2,500 円、同年8月から 27 年7月までは 3,000 円、同年8月から 28 年8月までは 4,500 円、29 年9月から 30 年9月までは 4,000円、同年 10月から 31 年8月までは 6,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間は、脱退手当金支給済期間である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月頃から 31 年 9 月頃まで 私は、中学卒業後に集団就職でA社に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によると、申立人の旧姓の氏名と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に未統合となっている記録(最初の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 26 年4月2日、喪失日は 28 年9月5日、次の取得日は 29 年9月5日、喪失日は 31 年9月5日)が確認できる。

また、申立人は、中学卒業後の昭和 26 年4月頃からA社に勤務したとしているところ、申立人が名前を挙げた同郷の同僚は、同社において同年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は、申立人と同時期に同社に入社し、会社の寮も同じであったと

していることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合となっている被保険者記録は、申立人に係る記録であると認められ、A社の事業主は、申立人が昭和26年4月2日に被保険者資格を取得した旨の届出及び28年9月5日に被保険者資格を喪失した旨の届出並びに29年9月5日に被保険者資格を取得した旨の届出及び31年9月5日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

また、標準報酬月額については、前述の未統合となっている記録により、昭和 26 年 4 月から同年 7 月までは 2,500 円、同年 8 月から 27 年 7 月までは 3,000 円、同年 8 月から 28 年 8 月までは 4,500 円、29 年 9 月から 30 年 9 月までは 4,000 円、同年 10 月から 31 年 8 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

なお、当該未統合記録は、旧台帳及びオンライン記録から、昭和 31 年 10 月 3 日に脱退手当金が支給されており、脱退手当金支給済期間であることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和28年9月5日から29年9月5日までの期間について、申立人と同郷の同僚の証言から、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社を承継したB株式会社は、当該期間に係る関係資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(岩手)国民年金 事案 1837

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 53 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から53年4月まで

昭和 43 年に結婚した時に、A町(現在は、B市)の町長をしていた 夫の父親から国民年金に加入するように強く勧められ、同年6月頃加入 し、付加保険料も含めて国民年金保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立人は昭和 53 年 5月 20 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を新規に取得したことが確認できることから、同資格を取得する以前の申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和 43 年 6 月頃、A町において国民年金に加入し、 国民年金保険料を納付していた旨述べているものの、当時の同町における 国民年金手帳記号番号払出しの状況を調査したところ、同町において手帳 記号番号が払い出された被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当初から付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、付加保険料の制度が開始されたのは昭和 45 年 10 月であることから、制度上、43 年 6 月から付加保険料を納付することができない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北(福島)厚生年金 事案 3232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月11日

私は、株式会社Aから支払われた平成 18 年 8 月の賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていないとの通知を年金事務所からもらった。10 万円程度の賞与をもらった記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成 18 年分の賃金台帳によれば、申立期間に係る賞与の支給が無いことが確認できる。

また、申立人が株式会社Aから給与の振込みを受けていた金融機関における流動性預金取引明細書においても、平成18年8月15日の給与の入金は確認できるものの、申立期間に係る同社からの賞与の入金は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北(福島)厚生年金 事案 3233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月11日

② 平成 18 年 12 月 15 日

③ 平成19年8月10日

④ 平成19年12月21日

⑤ 平成20年8月8日

⑥ 平成 20 年 12 月 19 日

私は、株式会社Aから支払われた申立期間の賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていないとの通知を年金事務所からもらった。申立期間について、それぞれ 10 万円程度の賞与をもらった記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成 18 年、19 年及び 20 年の賃金台帳によれば、申立期間①から⑥までに係る賞与の支給が無いことが確認できる。

また、申立人が株式会社Aから給与の振込みを受けていた金融機関における流動性預金取引明細書においても、同社からの給与の入金は確認できるものの、申立期間に係る同社からの賞与の入金は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業 主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情 は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づ く厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることは できない。

東北(宮城)厚生年金 事案 3234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和34年6月1日から同年9月9日まで 私は、昭和30年4月にA県B市にあった株式会社Cに入社し、31年 8月のお盆の頃から関連会社の株式会社DのE支店に出向となり、その 後、転籍となって平成13年7月に定年退職するまで継続して勤務した。 途中で会社を辞めたことは一度も無いので、申立期間を厚生年金保険の 加入期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言により、申立人は、昭和 31 年8月頃に株式会社Cから株式会社DのE支店に異動したことが推認でき、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立期間は同社E支店で継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Dから提出された株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和34年6月1日と記録されているほか、株式会社Dは、当該被保険者資格喪失届以外に申立人に関する資料は残っていない上、申立期間当時を知っている者もいないとしていることから、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料の控除等は確認できない。

また、申立人は、事業所名が「株式会社F」となっている健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和34年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、株式会社G(株式会社DのE支店が名称変更する前の厚生年金保険の適用事業所名)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月9日に厚生年金保険被保険者資

格を取得している記録となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、厚生年金保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、株式会社Gが厚生年金保険の適用事業所となる前に株式会社Cから異動したと思われる複数の同僚について、厚生年金保険の加入記録が継続している者が一人だけ確認できるものの、ほかの同僚については、同社での厚生年金保険の加入記録が無いか、又は同社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、株式会社Gが厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことから、株式会社Cでは厚生年金保険の取扱いが区々であったことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(宮城)厚生年金 事案 3235

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月20日から38年9月1日まで 私は、昭和35年8月10日にA株式会社に入社し、同社の系列会社で あるB株式会社(後に、C株式会社)が新たに事業所を開くため、36 年2月にD市での勤務を命じられた。

B株式会社に異動してから昭和36年11月まではA株式会社の厚生年金保険加入期間となっており、申立期間もB株式会社に継続して勤務していたのに厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、 厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な業務内容に関する記憶及び複数の元同僚の証言から、 申立人は、勤務期間の特定はできないものの、B株式会社に勤務していた ことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B株式会社は、昭和 42 年 4 月 1 日に C 株式会社へ名称変更していることが確認できるところ、同社の商業登記簿によれば、同社は 49 年 12 月 3 日に解散していることから、申立人の勤務実態及び賃金台帳等の資料を確認することができない上、元代表取締役及び元取締役 3 人は所在が確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての関連資料及び証言を得ることはできない。

また、申立人が、昭和 36 年 3 月に B 株式会社の事業所が開業した当初から 2、3年間継続して一緒に勤務していたとして名前を挙げた 8 人の元同僚のうち、証言を得られた 1 人は、「私は、B 株式会社が事業所を開く

計画の段階から仕事をしていた。昭和 35 年頃からだと思う。」旨述べているところ、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該元同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は 37 年2月1日となっているほか、死亡又は所在の確認できない7人のうち、5人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年2月1日が3人、同年9月1日が1人及び 38 年3月1日が1人となっており、残りの2人は、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様に同社で昭和 38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者で、所在の確認できた者一人は、36 年 7 月から同社に勤務したと述べていることから、同社は、厚生年金保険の新規適用時である同年 12 月 1 日に必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、厚生年金保険の取扱いが区々となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、「B株式会社は、A株式会社の系列会社であった。」と述べているところ、A株式会社の商業登記簿によれば、同社は平成 12 年 10 月 10 日に解散しており、元代表取締役 3 人は所在が確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての関連資料及び証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。 東北(青森)厚生年金 事案 3237 (青森厚生年金事案 818 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から平成4年4月21日まで A株式会社(現在は、株式会社B)に勤務していた当時、月17万円から18万円ぐらいの収入だったが、標準報酬月額が9万2,000円から16万円とされていることについて年金記録確認C地方第三者委員会(当時)へ申立てを行ったものの、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

平成3年4月に住宅建築のための借入れの際に住宅金融公庫(当時)から1,000万円の融資を受けたが、当時1,000万円の借入れをするためには、300万円程度の年収が必要だったと記憶している。

また、当時ローン返済に月7万2,000円ほど充てており、記録された標準報酬月額では生活できなかったはずである。

今回、新たな資料として「金銭消費貸借抵当権設定契約証書」と「抵 当権設定契約証書」を提出するので再度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 63 年6月1日から平成3年1月1日までの期間については、i)株式会社D及びA株式会社において申立人の上司であった事務担当部長は、「株式会社D当時の女性の給与水準は8万円から9万円ぐらいであったと思う。中央資本を入れて規模拡大をし、A株式会社となってからは給与の増額があったものの、女性であれば高くとも 15 万円から 16 万円ぐらいであったと思う。中央からの会計監査が毎年あり、標準報酬月額の届出や保険料控除額の不正などはあり得ない。」としていること、ii)株式会社Bでは当時の資料は無く不明であるとしており、申立期

間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないこと、iii)申立人の同僚から申立人の申立てを裏付ける証言を得ることができなかったこと、iv) A株式会社が加入するE健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者台帳の標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していること、v)ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会の決定に基づく平成23年12月2日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の終期について、前回は平成3年1月1日までとしていたが、A株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日である4年4月21日までに変更し、また、新たな資料として、金銭消費貸借抵当権設定契約証書及び抵当権設定契約証書を提出し、前回の年金記録確認C地方第三者委員会の判断に納得できないとして再申立てを行っているが、当該資料により確認できるのは、申立期間のうち、3年5月から4年4月までの期間に係る住宅ローンの返済状況のみである上、当該期間の返済内訳及び当該期間当時の年収について、住宅金融公庫の取扱代理店であった株式会社F及び株式会社G(契約当時は、株式会社H)に照会したところ、契約内容から、申立人名義による返済と申立人の長女による返済が行われることとなっており、両者の返済額の合計額は申立人が主張する返済額を下回っている上、年収額を証明する具体的な資料も無いことから、申立人の当該期間当時の年収を確認することができず、当該資料等により、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

以上のことから、申立人から提出された新たな資料については、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(青森)厚生年金 事案 3238

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月頃から56年4月1日まで

② 平成7年7月1日から9年7月1日まで

申立期間①について、私のA株式会社での厚生年金保険の記録が昭和56年4月1日からとなっているが、私は48年頃からパートで同社に勤めた。同社は54年6月頃にB市C地区から同市D地区へ移転し、同時にE株式会社(現在は、F株式会社)へ合併になり社名が変わった。移転を契機に正社員となり、同社で厚生年金保険に加入したはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、有限会社Gに勤務し、17万円から19万円の給与を支給されていたが、標準報酬月額の記録が実際に支給されていた金額よりも低額とされているので、当時の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①当時、E株式会社に勤務した旨申立てしているところ、申立人が所持している「表彰状八年勤続」は昭和 56 年 12 月 14 日付けでA株式会社から発行されたものであることから、申立期間①当時は同社に勤務していたと考えられる上、オンライン記録によれば、申立人が記憶する同僚 11 人のうち 5 人は申立期間①に同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人が記憶する事業所長及び同僚 10 人のうち所在が確認でき

る7人に照会したところ、事業所長は申立人を知っているとしているものの、申立期間①において申立人がE株式会社で勤務していたかは不明としている上、申立期間①当時、正社員は全て厚生年金保険に加入していたが、パート従業員の厚生年金保険の加入は任意であり、会社が加入を促進していたにもかかわらず、厚生年金保険への加入を希望しない人が多数いたため、3か月から6か月の出勤状況をみた上で希望者については厚生年金保険へ加入させていたとしている。

さらに、申立人は、A株式会社が昭和 54 年6月頃にB市C地区から同市D地区へ移転し、社名が変わったのと同時に正社員になり、厚生年金保険に加入することになったとしているところ、上記事業所長は、事業所の移転時期は 53 年 10 月であったとしている上、当該事業所の社名について、給与計算事務を担当していた同僚は、54 年当時はA株式会社であったとしているなど、いずれも申立人の主張と相違している。

加えて、申立人が記憶する同僚のうちの一人は、申立人がパート従業員であったか正社員であったかは不明としているものの、当初、A株式会社ではパート従業員は厚生年金保険に加入させていなかったはずであり、昭和 57 年8月に同社がE株式会社へ合併となる1年ぐらい前からパート従業員も加入させるようになったと記憶しているところ、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、56 年4月1日にA株式会社で資格取得しており、当該同僚の記憶とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人は昭和42年4月29日に国民年金の被保険者資格を新規取得し、56年4月1日に資格を喪失しているところ、昭和45年度から54年度までは申請免除であったことが確認できる。

さらに、E株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間①において健康保険の整理番号に欠番は無く、オンライン記録によれば、申立人に対し、別の厚生年金保険手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、有限会社Gが保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)によると、平成8年7月分及び同年9月から11月までの分の給与総支給額は申立人が主張する給与額に近い金額であったことが確認できる。

しかしながら、有限会社Gが保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、平成7年7月1日の資格

取得時において標準報酬月額が13万4,000円に相当する報酬月額13万円で届出されており、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、8年10月の定時決定時には、標準報酬月額が16万円に相当する同年5月から同年7月までの3か月の平均の報酬月額が16万360円で届出されていることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致している上、賃金台帳においても、届出どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立期間の全ての期間において、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い額は、オンライン記録と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東北(秋田)厚生年金 事案 3239

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月頃から42年4月頃まで

② 昭和 42 年 11 月頃から 43 年 4 月頃まで

③ 昭和43年11月頃から44年4月頃まで

私は、昭和41年から50年までの期間において、A株式会社に季節労働者として複数回勤務したが、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人と共にB県C市からA株式会社に出稼ぎに行った同僚によると、昭和 45 年頃から申立人を含む近所の人達と同社に出稼ぎに行くようになったと思うとしている上、共に同社に出稼ぎに行ったとして申立人が氏名を挙げた同僚 6 人の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録を確認したところ、同年よりも前の期間において、同社に係る記録は確認できない。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立期間において、 A株式会社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A株式会社は、申立期間当時の状況については不明としており、 申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確 認できない。

加えて、申立期間におけるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。